

(証券コード：9286)

(発信日) 2024年2月5日

(電子提供措置の開始日) 2024年1月29日

## 投資主各位

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
エネクス・インフラ投資法人  
執行役員 松 塚 啓 一

### 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会につきましては、書面にて議決権の行使をすることもできます。その場合、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示の上、2024年2月20日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合、現行規約第17条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

#### 第17条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されたことについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招

集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第4回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主の皆様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://enexinfra.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（エネクス・インフラ投資法人）又は証券コード（9286）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9286/teiji/>

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年2月21日（水曜日）午前10時00分  
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビルディング1階 31 Builedge霞が関プラザホール  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項

### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面によって議決権を行使される場合において、各議案につき賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

（ご案内）

- ◎ 電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト、東証ウェブサイト及び株式会社プロネクサスのウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、同会場において、本投資法人の資産運用会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を引き続き開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を確認的に規定するものです。また、この電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるものとするための規定を追加するものです（変更案第9条第4項及び第5項関係）。

(2) 法令名の改正に伴い、所要の変更を行うものです（現行規約第31条第2項関係）。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集） 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) (新設)	第9条（招集） 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 5. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（資産運用の基本方針）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第3項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。）。以下同じ。）の運用の方法（本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。）は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。</p>	<p>第31条（資産運用の基本方針）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。）。以下同じ。）の運用の方法（本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。）は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松塚啓一は、2024年2月29日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における執行役員の任期は、本投資法人の現行規約第22条第1項の規定により、2024年3月1日から2年間とします。

なお、本議案は、2024年1月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出が決議された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴
まつづか けいいち 松塚 啓一 (1956年6月30日)	1980年4月 株式会社トーマン（現：豊田通商株式会社） 1989年7月 米国トーマン社ニューヨーク本店 1991年7月 米国トーマンパワー社 CFO 1995年9月 株式会社トーマン（現：豊田通商株式会社） 電力事業本部 アセットマネジメント部 ジェネラルマネージャー 2000年4月 万有製薬株式会社（現：MSD株式会社） 2002年10月 万有製薬株式会社（現：MSD株式会社） 経理部長 2003年12月 日本エネルギーネットワーク株式会社（現：エネクス電力株式会社） 取締役副社長 2008年5月 日本エネルギーネットワーク株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2012年5月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 エネルギー・マネジメント部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2013年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 ユーティリティ・技術部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2014年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2015年2月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長

ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略 歴
	<p>2015年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ事業本部副本部長 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社 (現:エネクス電力株式会社) 代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長</p> <p>2017年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長</p> <p>2018年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティグループ副グループ長</p> <p>2019年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌</p> <p>2020年1月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌 兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤)</p> <p>2020年3月 エネクス・インフラ投資法人 執行役員 (現任) 兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 (現任)</p>

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年3月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第22条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2024年1月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出が決議された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴	
かながわ 金川 創 (1970年7月21日)	1998年4月 2000年4月 2000年4月 2004年9月  2005年9月 2005年12月 2006年7月 2012年3月 2014年8月	最高裁判所司法研修所(52期) 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森総合(現:森・濱田松本)法律事務所 Blake Dawson Waldron(現:Ashurst)法律事務所 研修 森・濱田松本法律事務所 ニューヨーク州弁護士登録 スキヤデン・アープス法律事務所 ポールヘイスティングス法律事務所 金川国際法律事務所 代表弁護士(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- ・補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員飛松純一及び坂下貴之は、2024年2月29日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案における監督役員の任期は、本投資法人の現行規約第22条第1項の規定により、2024年3月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴
1	とびまつ じゅんいち 飛松純一 (1972年8月15日)	1998年3月 最高裁判所 司法研修所 修了 1998年4月 森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所） 2003年10月 米国パロアルト市 Skadden Arps法律事務所（在外研修） 2006年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2007年11月 経済産業省電子記録債権制度の活用に関する研究会 委員 2009年3月 株式会社アマナホールディングス（現：株式会社アマナ）社外監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 2010年5月 内閣府行政刷新会議行政事業レビュー 外部有識者 2010年9月 厚生労働省生活衛生関係営業の振興に関する検討会 構成員 2010年11月 内閣府行政刷新会議事業仕分け 評価者 2011年1月 厚生労働省生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会 構成員 2011年3月 内閣府行政刷新会議規制仕分け 評価者 2011年7月 消費者庁貴金属等の訪問買取りに関する研究会委員 2012年4月 独立行政法人都市再生機構（UR）契約監視委員会 委員（現任） 2014年1月 公益社団法人日本仲裁人協会 理事 2016年3月 アリアンツ・グローバルアシスタンス・ジャパン株式会社（現：AWPジャパン株式会社）社外監査役 2016年7月 飛松法律事務所 所長 2017年6月 株式会社エーアイ 社外取締役（監査等委員）（非常勤） 2017年9月 株式会社キャンディル 社外監査役（非常勤） 2018年6月 M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任・非常勤） 2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員（現任）

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略 歴	
		2020年3月 2020年3月 2021年3月 2021年12月 2022年3月	公益社団法人日本仲裁人協会 理事・事務局長 (現任・非常勤) 外苑法律事務所 パートナー (現任) 株式会社アマナ 社外取締役 (非常勤) 株式会社キャンディル 社外取締役 (現任・非常勤) ポケットーク株式会社 監査役 (現任・非常勤)
2	きかしたたかゆき 坂下貴之 (1976年2月17日)	1998年4月 2001年8月 2004年1月 2004年8月 2008年4月 2015年4月 2018年8月	監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士 開業登録 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問 新創監査法人 新創監査法人 社員 新創監査法人 代表社員 (現任) エネクス・インフラ投資法人 監督役員 (現任)

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間にいずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者兩名は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年3月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第22条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴
やだゆう 矢田悠 (1980年5月15日)	2007年12月 森・濱田松本法律事務所 入所
	2012年7月 証券取引等監視委員会証券検査課 出向
	2014年3月 金融庁監督局証券課 出向(併任)
	2014年4月 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 出向 (併任)
	2014年7月 森・濱田松本法律事務所 復帰
	2018年2月 ひふみ総合法律事務所 設立(現任)
	2019年10月 株式会社VIDA Corporation 社外監査役
2022年2月 積水ハウス・リート投資法人 監督役員(現任)	

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- ・補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、に相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人の現行規約第17条第3項に定める議案については、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

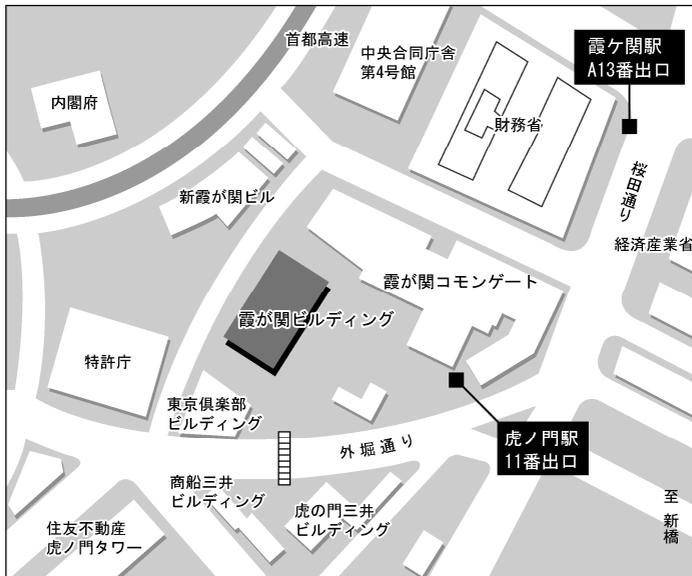
なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。また、本投資法人の現行規約第17条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2024年1月19日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2024年1月19日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://enexinfra.com/ja/ir/meeting.html>) に掲載いたします。

以 上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビルディング1階 31 Builedge霞が関プラザホール

霞が関ビルディングLBF（ロビー階）より下りエスカレーターで  
1階にお降りください。



### 交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅11番出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅  
A13番出口より徒歩5分

- ※ 駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮願います。
- ※ 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。